

仲裁調停専門員の公募について

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構は、以下の条件を満たすことを条件に、スポーツ仲裁・調停事業に係る人材を公募します。

1. 契約形態

業務委託契約（契約期間は 2024 年 9 月 1 日から 2025 年 3 月末まで、以後 1 年毎更新可とします）

2. 職務内容

- (1) スポーツ仲裁・調停等の実施に係わる事務
- (2) 仲裁・調停に係る専門的な相談を含めたケースマネジメント業務（法的判断も含みます）
- (3) 相談受付・対応

3. 勤務条件

(1) 勤務日・勤務時間

（原則） 週 7 時間

週 1 日・3 時間程度（曜日は他の専門員と調整の上決定）は、事務所において勤務、それ以外はリモートワークを基本とし、必要に応じて変更します。

- (2) 土曜、日曜、祝日 夏季休業（8 月 13 日～8 月 17 日）、年末年始（12 月 28 日～1 月 4 日） には、勤務しないこととします。

ただし、上記土曜、日曜、祝日、夏期休業及び年末年始に勤務の必要がある場合は、代休日等を設けます。

- (3) 契約料 基本契約月額 11 万 5 千円以上（面談の結果によります）

4. 資格等

- (1) 弁護士資格を有していること
- (2) スポーツ法及び仲裁法に関する基本的な知識を有すること（実務経験があれば望ましい）
- (3) スポーツ仲裁裁判所（CAS）の判例調査などが可能な英語力を有すること

5. 採用人数

1 名

6. 勤務地

当機構事務局（東京都千代田区）及びリモートワーク

7. その他

出張有（旅費交通費実費、宿泊込の出張の場合、日当支給（上限額あり））

8. 応募方法

2024 年 7 月 12 日（金）17 時（必着）までに、写真付履歴書を、下記宛に題名を「仲裁調停専門員公募」とし、Eメール（送信先：info@jsaa.jp）にて送付して下さい。

書類審査後、面接（2024 年 7 月下旬～8 月上旬）を経て採用を決定します。

【お問い合わせ先】

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-4-13 ノーブルコート平河町 403

電話：03-6812-9257

Eメール：info@jsaa.jp

担当：高杉重夫、竹内映(あき)